

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： コートジボワール国女性・子ども・貧困層に向けた
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ推進のための保
健セクター政策に係る情報収集・確認調査
(QCBS)

調達管理番号： 20a00964

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
プロポーザルの提出方法は従来とおり「電子データ（PDF）」にて提
出期限までに提出してください。

見積額については、別途指定した締切日時までに、電子入札システムに
より送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見
積額のうち消費税抜きの金額となります。詳細については「第17.
プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月16日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するに当たっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年12月16日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：コートジボワール国女性・子ども・貧困層に向けたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ推進のための保健セクター政策に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2021年12月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課、角河佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部 アフリカ第四課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2021年1月13日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月22日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記（1）の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

イ 別見積りのある場合、別見積り書（PDF）は上記（2）①と同様に所定の方法でご提出ください。

ウ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

- ・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト (<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。
- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jpまで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものとJICAが判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。（移行期の暫定的な対応）

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ(PDF)にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年2月12日(金) 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

※電子データ(PDF)で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年2月24日(水)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点(該当する場合)

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳に係る資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定に係る「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等に係る情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成に当たっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

コートジボワール共和国では、内戦による南北分断の影響により国内における保健医療システムの整備状況に格差が生じている。この結果、2015年の出生10万あたりの妊産婦死亡率645（サブサハラ平均546）（WHO、2019年）、2018年の出生千あたりの新生児死亡率34（サブサハラ平均28）、5歳未満児死亡率81（サブサハラ平均78）（UNICEF、2019年）と、基本的な保健指標が低く、周辺国に比して低水準となっている。また保健医療に係る政府の予算措置についても課題があり、政府支出に占める保健支出の割合は2018年時点で5.4%に留まっており、2001年のアブジャ宣言の基準である15%に達していない。そのため、当国における保健支出のうち患者による医療費の自己負担の割合は高く、無料医療制度の機能不全や疾病構造の変化による無料医療制度でカバーされない診療の増加などを背景に、近年40%前後で推移している。

当国政府は係る状況の下、国家開発計画（PND、2016-2020）において「人的資本開発及び社会福祉の推進」を重点戦略の一つとし、質の高い保健医療サービスの利用頻度の増加による国民の健康状態の向上や、全国民の医療保険加入を目指す国民皆保険（CMU）の普及による国民、特に脆弱層への社会保障の拡大を目指している。また、これに紐付き2018年に制定した国家社会開発計画（PSG）では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を優先課題と位置付け、妊産婦及び乳幼児の死亡率減少やCMU普及率100%の達成を目標として掲げている。当国政府はこれらの計画に基づき、2012年から実施されている妊産婦及び5歳未満児を対象とした無料医療制度と並行し、2013年12月に国会で可決された国民皆保険法（CMU法）に基づく保険診療を2019年10月から全国700余りの医療施設で開始した。

一方、当国政府は国民、脆弱層に向けた保健医療サービスの提供を段階的に進めているものの、特に貧困層に対して質の高い保健医療サービスを提供できる医療施設及び医療従事者が不足しており、基礎的な医療器材や必須医薬品の供給も十分でないことが依然課題となっている。係る状況を背景に、富裕層の乳児死亡率及び5歳未満児死亡率はそれぞれ出生千あたり39、61であるのに対し、最貧層はそれぞれ出生千あたり83、120と倍近い死亡率を示した（世銀、2020）。また、無料医療制度による診療に対する還付が十分に行われていないため、全国的に医療施設は資金不足となっており、提供する保健医療サービスの慢性的な質の低下に繋がっている。加えて、CMUの加入者は増加傾向にあるものの、2020年8月時点の加入者数は依然として国民の約12%にあたる253万人に留まっている。インフォーマルセクターや貧困層の加入促進を図ることが課題となっているが、既存の保健医療サービス利用促進制度である無料医療制度とCMUの統合戦略が明確でなく、係る予算計画も策定されていない。当国ではUHCを推進すべく、質の高い保健医療サービスの提供とアクセスの改善が必要となっており、そのための具体的な戦略及び行動計画の策定ならびに十分な関連予算の確保が急務となっている。

本調査では、当国の保健セクターにおける課題を踏まえ、①保健財政の強化、②母子保健を軸とした保健医療サービスの質の向上、③貧困層による保健医療サービスの

利用促進に必要となる当国政府の保健政策・取り組みについて情報収集し、当国政府と係る協議を行う。

2. 調査の目的と範囲

本調査は、「1. 調査の背景・経緯」を踏まえ、「4. 調査の内容」に基づき、コートジボワール共和国の母子保健サービスの拡充や貧困層による保健サービスの利用促進において必要な保健政策及び保健財政に係る取り組みについて情報収集・分析を行うものである。また、今後の協力形成（特に開発政策借款等による協力を想定）に向け、UHC 推進に必要な政策・取り組み案を検討し、係る実施促進を行うことを通じ、関係機関の活動を支援することを目的とする。

3. 調査実施の留意事項

(1) 既存・類似調査の有効活用

本調査においては、発注者のホームページ等で公開している既存資料を最大限に利用し、調査の効率化を図ることとする。また、本調査に際し、対象事業に係る非公開情報についても、受注者からの要望に基づき可能な限り発注者が情報提供を行う。

(2) コートジボワール国の保健セクターにおける JICA 支援内容の把握

本調査に関連する過去の JICA 支援内容について、概要を把握する。

(以下、参考。)

- ・技術協力「妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト」
- ・無償資金協力「大アビジャン圏母子保健サービスの改善のためのココディ大学病院整備計画」
- ・技術協力「保健人材広域ネットワーク強化プロジェクト」

(3) 調査計画の策定及び関係機関とのアポイントメント

調査計画の策定においては発注者（アフリカ部アフリカ第四課、コートジボワール事務所）と事前に十分な情報共有をし、協議の上、進めること。

本調査は、コートジボワール政府からの要請に基づく調査ではないため、原則として相手国からの便宜供与は想定していない。アポイントメント取り付けが困難な場合は、必要に応じ、発注者が支援するため、前広に発注者に相談を行うこと。

(4) 現地調査の実施方法

本調査は2名の要員による実施を計画しているが、現地調査期間中（2021年4月～2021年11月頃を想定）は、原則として少なくとも1名は常に現地に滞在することとし、可能な限り要員不在期間を避けるとともに、密にコートジボワール政府関係者等と連絡・協議できる体制をとること。

(5) 保健政策及び保健財政にかかる経験・能力を有する要員による業務実施

本調査の目的を達成するため、本調査に従事する全ての要員が保健政策及び保健財政に係る経験や能力を有した上で業務を実施すること¹。

(6) 現地関係機関への十分な説明と情報共有

本調査の実施に当たっては、現地関係機関（首相府、保健公衆衛生省、社会保障省、国民健康保険基金、経済財政省、予算省）と面談の上、情報収集結果の共有を十分に行うこと。また各関係機関の役割を把握の上、調査内容に応じ、適切な関係機関に聞き取りを行うこと。

(7) 他援助機関との協議

本調査において UHC 推進に必要な政策・取り組み案を検討するに当たっては、類似の取り組みを実施する他援助機関を特定の上、それらの取り組みとの差別化もしくは協調を図るべく、他援助機関との協議を十分に行うこと²。係る調査方針の検討に当たり、事前に発注者に相談を行うこと。

¹ プロポーザルにおいて各業務従事予定者の経験・能力を示す際には、母子保健もしくは医療保障にかかる経験・能力に加え、保健政策及び保健財政に関する経験・能力について記載すること。保健財政に関する能力を評価する際、WHO のオンラインコース” e-Learning Course on Health Financing Policy for universal health coverage (UHC)”

(https://www.who.int/health_financing/training/e-learning-course-on-health-financing-policy-for-uhc/en/) あるいは JICA 能力強化研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) : 保健財政とサービスデリバリー」の修了証を有する場合加点する。

² (参考情報) 当国保健セクターにおける他援助機関の対応として、当国は世界銀行、日本、米国などが出資するグローバル・ファイナンス・ファシリティ (GFF) の対象国であり、母子保健分野への他援助機関による投資増加及び連携促進の傾向が強まっている。世界銀行は、当国の母子保健の質の向上に向け、CMU の促進や保健医療サービスの改革を図る事業を実施しており、その一環として、全国の医療施設の改修や維持管理指針の策定を支援している。フランス開発庁 (AFD) は母子保健を中心とした保健システム強化を推進しており、大アビジャン圏の三次医療施設トレシュヴィル及びヨブゴン大学病院と患者紹介において連携する 2 カ所の二次医療施設整備を支援している。WHO は、ガイドライン「ポジティブな出産経験のための分娩時ケアに関する勧告」に沿った人材育成・能力強化を開始している。

4. 調査の内容

調査期間については以下の作業期間を目安とすること³。本調査はアビジャンを拠点に、中央省庁含む関係機関への聞き取りなどにより実施する。

【国内作業】（2021年3月中旬頃～2021年4月上旬頃）

（1）国内準備作業：保健セクターの政策・財政に係る情報収集・分析

以下の項目について既存資料の確認などを通じ、現地作業を踏まえた事前の情報収集・整理を行う。なお、発注者が所有する非公開文書については、コンサルタントからの情報提供依頼などに基づき、提供を検討する。

- 1) 当国の保健セクターにおける関連の政策、計画（国家開発計画（PND2016-2020）、国家保健開発計画（PNDS2016-2020）、国家社会保障戦略（SNPS）など）
- 2) 当国の保健財政、無料医療制度、医療保険制度、母子保健を軸とした保健システムに係る戦略・取り組み
- 3) 他ドナーの当該セクターへの支援動向
- 4) 当国政府の保健セクターへの予算配賦実績及び保健サービスの利用促進に係る予算計画、財政ギャップ
- 5) インフォーマルセクター及び貧困層を含む全国民が基本的な保健医療サービスへのアクセスを確保するに当たっての課題

（2）インセプション・レポート（案）の作成

上記（1）の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート（案）を作成する。インセプション・レポート（案）の内容は、以下のとおり。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ 調査員の作業及び作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案

（3）インセプション・レポート（案）の説明・協議・最終化

JICA アフリカ部と関係部署に対し、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、JICAの承認を得る。

³ より効果的・効率的な調査方法がある場合はプロポーザルに提案すること。

【現地調査】（2021年4月下旬頃～2021年11月下旬頃）

（4）保健セクターの政策・財政に係る情報収集・分析

4.（1）の国内作業期間中に情報収集・整理した項目について、現地での聞き取り及び協議等を通じて、更に情報収集・分析を行う。

また、各関係機関に確認すべき事項、及びその確認方法、質問票案（和・仏）を作成し、JICAに説明し、承認を得る。

（5）保健セクターの政策・取り組み案の検討

収集した情報や、関連する会合への出席、関連政府機関、公的・民間保健医療機関、他援助機関との協議等を踏まえて、UHCの実現を効果的・効率的かつ持続的に促進するための政策・取り組み案について検討する。以下の項目について検討を行う。

- 1）保健医療分野の課題及びニーズと資金ギャップの分析：本分析は、①保健医療サービスへの経済的アクセス確保に必要な保健医療行政サイドの取り組み、②基本的な保健医療サービスを幅広い人口に提供するための供給サイドの取り組みの両者を想定し、実施する。
- 2）上述1）を踏まえ、UHC推進のための①保健財政の強化、②母子保健を軸とした保健医療サービスの質の向上、③貧困層による保健医療サービスの利用促進に必要な、政策・取り組み案や取り組みの効果を測る指標案を策定し、一覧化する（一覧化の様式については、発注者と協議すること）。なおCOVID19による影響を踏まえ、政府の進める緊急的支援、COVID19対策も踏まえた検討を行う。
- 3）検討した政策・取り組み案の実現及び指標の目標値達成に要する費用（政府予算）の概算を試算する。
- 4）検討した政策・取り組み案ごとに、開始及び達成時期を検討する。
- 5）国内外の資金を効果的に管理するための保健財政及び包括的な医療体制の確立に向け、関係機関（保健公衆衛生省、社会保障省、財務省）に提案を行う。
- 6）今後の協力形成（特に開発政策借款等による協力を想定）に向け、開発政策借款の借入人及び実施機関について確認する。
- 7）借入人及び実施機関の組織図を作成する。
- 8）検討した政策・取り組み案・指標のモニタリング体制や方法を関係者と協議し、モニタリングシートに取りまとめて提案する。特に各政策・取り組み達成時の確認体制・確認方法等につき検討する。モニタリングシートの様式は発注者と協議の上、決定すること。
- 9）その他、開発政策借款の形成に向け、関係機関等の理解促進を図り、コートジボワール国内において必要な手続きが行われるよう、必要な情報を整理・分析する。

（6）保健セクターの政策・取り組みに係る実施促進支援

保健セクターの関係機関が、政策・取り組み案を実施するにあたり必要となるサポートを行う。具体的には以下のとおり。

- 1）関係機関が政策・取り組み案を実施するにあたり、進捗状況に係る情報収集・モニタリングを行う。
- 2）政府予算がUHC推進に係る分野に配賦されるべく、保健公衆衛生省などへの助言、経済財政省との調整を行い、予算請求案の検討など支援を行う。

- 3) ①母子保健を軸とした保健医療サービスの質の向上、②貧困層による保健医療サービスの利用促進に資する技術協力の形成に向け、協力の骨子を提案する。

(7) 調査結果とりまとめ、ドラフト・ファイナルレポートの作成、説明・協議

調査結果を踏まえ、保健セクターにおける当国政府の取り組み、課題、ニーズ、資金ギャップ、他ドナーの動向などを取りまとめ、それらを踏まえ策定した優先度の高い政策・取り組み案について提案する。また政策借款の形成を踏まえ、先方政府などから聞き取りを行った内容について取りまとめる。この際、コートジボワールにおける JICA 関係者（JICA 事務所、専門家等）及びコートジボワール政府関係機関とも十分に協議を行う。

【国内作業】（2021 年 12 月上旬頃）

(8) ファイナルレポートの作成・提出

ドラフト・ファイナルレポートに対する関係者からのコメントを踏まえ、レポートを改訂し、ファイナルレポートとして提出する。

5. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)を最終成果品とする。最終成果品の提出期限は、2021 年 12 月上旬頃を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方政府関係者との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書（契約約款第 2 条及び共通仕様書第 6 条に基づくもの）

和文 1 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）

(2) インセプション・レポート

和文 3 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）、仏文 3 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）

(3) 現地調査中間報告書①

和文 1 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）

(4) 現地調査中間報告書②

和文 1 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）

(5) ドラフト・ファイナルレポート

和文 3 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）、英文 1 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）、仏文 3 部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子媒体）

(6) ファイナルレポート

和文 3 部（印刷製本及び電子媒体）、英文 1 部（印刷製本及び電子媒体）、仏文 3 部（印刷製本及び電子媒体）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。

第 1 章 情報収集・確認調査の概要

第 2 章 保健セクターの開発の現状・課題及び JICA 支援案の位置付け

第 3 章 保健セクターにおける他ドナー、JICA の支援概要

第 4 章 保健セクターの政策、予算計画、財政ギャップに係る情報整理と課題分析結果

第 5 章 母子保健に係る情報整理と課題分析結果

第 6 章 医療保障に係る情報整理と課題分析結果

第 7 章 保健セクターの支援案、政策・取り組み案、事業効果

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：保健（UHC）分野及び保健財政に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者に係る履歴書と類似業務の経験を記載願います。

・業務主任者／保健①（2号）

・保健②（3号）

※保健①と保健②の各分野は「保健政策1・財政1／母子保健」または「保健政策2・財政2／医療保障」とします。業務主任者はどちらの業務を担当しても構いませんが、業務主任者の分野の格付けは2号とします。

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

➤ 【業務従事者①：業務主任者／保健①】

- a) 類似業務経験の分野：保健政策、保健財政、母子保健もしくは医療保障に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：コートジボワール国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語（フランス語ができることが望ましい。英語と仏語の両方の資格を有する場合、両方とも提出すること。）
- 【業務従事者②：保健②】
- a) 類似業務経験の分野：保健政策、保健財政、母子保健もしくは医療保障に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：コートジボワール国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語（フランス語ができることが望ましい。英語と仏語の両方の資格を有する場合、両方とも提出すること。）
- ※保健①及び保健②の各分野は前述「（３）２）評価対象業務従事者」に記載のとおり。

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

2021年3月中旬より業務を開始し、2021年12月上旬の終了を目途とする。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.8 人月（M/M）（国内約 2.2M/M、現地約 12.6M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ・業務主任者／保健①（2号）
- ・保健②（3号）

※保健①及び保健②の各分野は前述「（３）２）評価対象業務従事者」に記載のとおり。

（３）現地再委託

本業務において現地再委託は想定していませんが、一部業務の現地再委託が適当だと考える場合にはプロポーザルにおいてその旨を理由も含めて提案してください（本見積りとする）。

（４）安全管理

下記の条件に当てはまる関係者は、JICA コートジボワール事務所から安全ブリーフィングを受けること。

- ・JICA コートジボワール事務所から安全ブリーフィングを受けたことがない関係者
- ・初めてコートジボワール渡航する関係者
- ・前回コートジボワールで安全ブリーフィングを受けた時から1年以上空白がある渡航関係者

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成に係る留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 本調査では、コートジボワールにおける調査期間を確保する（業務従事者の不在期間を避ける）ことが重要と判断しているため、現地渡航・滞在に係る直接経費を価格競争の対象としないこととします。このため、以下の直接経費を合わせて9,720千円の定額（税抜）で「別見積り」として計上してください。
 なお、契約交渉において、プロポーザルを踏まえて現地業務スケジュール等を協議し、以下の直接経費の内訳を合意します。価格競争の対象としていないことから、旅費（航空券）は精算の対象とします。
- 旅費（航空券）渡航回数 計8回程度（一人当たり4回）
 - 旅費（その他）；日当・宿泊費 現地業務従事人月12.6人月以上を想定
- (5) コートジボワールにおける通訳及び資料翻訳（仏語⇒英語）の費用として、一般業務費に以下の定額（税抜）を「別見積り」として計上してください。本経費についても、証憑書類に基づく精算の対象とします。
- 通訳傭上費（一般業務費）：11,070千円
 - 翻訳費（一般業務費/資料等作成費）：820千円
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- コートジボワール国政策文書：
 - ① 「国家開発計画（PND2016-2020）」（仏語）
 - ② 「国家保健開発計画（PNDS2016-2020）」（仏語）
 - ③ 「国家社会保障戦略（SNPS）」（仏語）
 - ④ 「投資計画」（仏語）
- その他コートジボワール国関連文書
 - ① 「保健統計年度報告（Rapport annuel de statistique sanitaire :RASS）の最新版（2018）」
 - ② 「政府社会プログラム 2019-2020（Programme social du gouvernement 2019-2020 : PSgouv）」
- 「コートジボワール共和国保健セクター分析報告書」（2012）
- 技術協力「妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト」事前評価表（2018）
- 無償資金協力「大アビジャン圏母子保健サービスの改善のためのココディ大学病院整備計画」準備調査報告書（2019）

別紙：プロポーザル評価表

別紙

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)
(1) 類似業務の経験	6.00
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00
2. 業務の実施方針等	(30.00)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00
(3) 要員計画等の妥当性	4.00
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)
(1) 業務主任者の経験・能力	(35.00)
	業務主任者
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／保健①</u>	(35.00)
ア) 類似業務の経験	16.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00
ウ) 語学力	5.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00
オ) その他学位、資格等	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>保健②</u>	(25.00)
ア) 類似業務の経験	14.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00
ウ) 語学力	4.00
エ) その他学位、資格等	3.00

保健①と保健②の各分野は「保健政策 1・財政 1／母子保健」または「保健政策 2・財政 2／医療保障」とします。業務主任者はどちらの業務を担当しても構いません。

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|---|
| 1 業務名称 | コートジボワール国女性・子ども・貧困層に向けたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ推進のための保健セクター政策に係る情報収集・確認調査(QCBS) |
| 2 業務地 | コートジボワール共和国 |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : アフリカ部アフリカ第四課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（共通仕様書の変更）

第3条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。
- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフト・ファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフト・ファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示すとおりとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示すとおりとします。